

顧客に訴えられないための心得

—— 弁護士が解説する税賠訴訟事例 ——

〈第5回(最終回)〉税理士と顧客双方の落ち度が認定された事例

弁護士 内田久美子



役員報酬と業務委託費を 税務署が否認

A税理士が顧問を務めるX社に税務調査が入り、役員報酬などの処理について重加算税、業務委託費の処理について過少申告加算税が賦課されることになりました。

具体的にX社の経理処理をみると、取締役役に役員報酬や退職金を支払ったことにして、会社が管理するその取締役名義の「架空口座」に一部の報酬・退職金を振り込んでいたのです。会社の管理下にあった以上、役員報酬を支給したとは認められないとして、損金算入が否認されています。また、X社が短期前払費用処理(前払い分をその事業年度の支払いにできる制度)していた「業務委託費等」が要件を満たさないということも税務署に指摘されました。

X社を担当していたのはA税理士ではなく、税理士資格のない職員Bでした。X社は税理士が職員に事務を任せきりにし、そのせいで誤った指導・申告作業が行われたために重加算税や過少申告加算税が賦課されたとしてA税理士と職員Bを訴えました。

会社も違法性を知っていた

裁判所は、職員BがX社の代表者に「架空口座」の利用を助言したと認定しました。また、代表者が架空口座を使って「役員報酬」を入金したと知りながら、これらを損金算入する申告書を作成し、そのことをA税理士に報告もしなかったと判断しました。

職員Bは訴訟でこれらのことを否定しましたが、税務調査の段階でX社代表者が録音していたBとの会話内容が決め手となり、不法行為が成立すると判断されました。A税理士は、履行補助者である職員Bを適切に監督していなかったとして、使用者責任または債務不履行ありと判断されています。

ただし、裁判所はX社代表者には重大な過失があるとして、8割もの過失相殺(X社が8割負担、A税理士・職員Bが2割負担)を行っています。その理由として、裁判所は、①もともと職員Bが「架空口座」の利用を助言したのは、X社代表者による強い節税対策の要求をきっかけとするものであったこと、②その後、自ら口座を開設するなど積極的に行動していること、③損金計上によっ

て利益を享受するのは主としてX社であること、④税務や法律について十分な知識を有していなかったとしても、違法性についての意識も未必的にはあったことは明らかであること——を挙げています。顧客側が損害の大部分を負担することになった理由は、いわば「素人であっても違法だとはわかるだろう」ということが大きかったのだと思われます。

税務リスクを 職員に負わせるための質問

業務委託費の処理が税務署に否認されたことについても、A税理士と職員Bに責任があるとされました。職員Bには税理士資格がなく、通達の要件に該当するか否かについて十分な判断をすることが困難であるのに、必要な法的調査を行うこともなく、またA税理士に相談して指示を受けることもなかったと裁判所は判断しています。また、X社代表者に課税当局から否認される可能性の有無、不利益の内容について正確な説明をしなかったと認定しました。ここでも先述の録音が決め手となっています。

ただし、裁判所はこの点についても過失相殺しています。その理由には、①X社代表者から強い節税要求を繰り返し受けていたこと、②損金計上の判断については、事柄の性質上、税理士や補助者がこれを保障できるものではないこと、③②にもかかわらず、X社代表者は、職員Bに「大丈夫なのか」とその保障を求める質問を繰り返し、否認リスクを税理士側に負わせようとするような対応に終始していたこと、④会社経営者として、一般的に課税当局と見解が対立し否認されることもあり得ることを一応認識していたこと、⑤最終的には自己の判断で損金計上すると判断していること——を挙げています。ただ一方で、「法人税法・通達に該当するか否かの判断は専門家ではない者には容易ではない」「税理士側の過失は大きい」としました。その結果、4割の過失相殺(X社が4割負担、A税理士・職員Bが6割負担)にとどまっています。

通達に反する処理を指導

税理士に責任があるとしながらも過失相殺を認めた裁判例がほかにもあります。

Y社は税務署から更正処分を受けました。貸金の担保物があるときはその担保物を処分した後で

なければ貸し倒れとして損金処理をすることができないと法人税基本通達に定められているのに、Y社は担保物を処理することなく「貸付金回収不能」として損金処理をしていたのです。さらに、保有有価証券の評価額が帳簿価格を下回っていたことからその差額を評価損として損金処理していたのですが、「有価証券の評価方法の選定の届出」(法人税法施行令35条2項)をしていなかったため、税務署に否認されました。

Y社は顧問税理士を訴えました。裁判所は税理士にもY社にも過失があると判断しています。

裁判所の判断は、依頼者から「回収困難な債権があるので、税の軽減方法を相談したい」と税理士が話を受けたときに、安易な見通しや自己の意見に基づいて基本通達に反するような処理を行うことを指導・助言すべきではないというものでした。仮に、基本通達に反するような処理を指導するのであれば、基本通達の趣旨、通達に反する処理をしたときのリスク(税務調査、更正処分、過少申告加算税の賦課等)を十分に、具体的に説明した上で依頼者の承諾を得て、かつ通達に反する処理をすることに相当な理由があり、その必要性が肯定される場合でなければ、そのような処理を行うことを指導・助言すべきでないとしました。また、税理士として低価法で評価することを指導・助言するのであれば、有価証券の評価方法の届出の有無をY社もしくは税務署に確認してから行うべきであることは明らかとして、税理士に責任ありと判断しています。ただし、損金処理について基本通達に反する処理を行うことはY社代表者も承知しており、「Y社の税額の軽減と納税時期の延期のために、このような処理が行われた」として、5割の過失相殺を行いました(大阪地裁平成9年5月20日判決・大阪高裁平成10年3月13日判決)。

最後に紹介するのは、税理士に確定申告を依頼したものの、原始記録を全く提示しなかった個人事業主Z氏の事例です。自分で作成した過去の申告書の控えや、生命保険料・損害保険料の控除証明書だけを提示し、過年度と同様に申告するよう依頼。税理士事務所の担当職員は、脱税を指摘されて重加算税や延滞税を課せられるリスクについて説明しませんでした。裁判所は、リスク説明の義務があったと判断しましたが、不適法・不適正であることはZも認識していたものとして9割の過失相殺を行いました(前橋地裁平成14年12月6日判決)。